

平成26年度 第2回八幡市子ども・子育て会議 議事録

平成26年7月7日（月） 午前10時00分～

八幡市役所 分庁舎2階 会議室A、B

1. 開会

事務局： 資料の確認をさせていただきます。（資料確認）

会長： ありがとうございます。資料はありますでしょうか。

2. 八幡市子ども・子育て支援事業計画の体系について

会長： 前回の振り返りということで、1番重要な点として、保育園の0歳から2歳児のニーズの高さ、ということを確認できました。低年齢から預けやすい環境を増やしていくことについての議論をおこなってきました。母親の就業の必要性が非常に高まっているということで、低年齢児の保育のニーズが高まっているのですが、一方で低年齢の時期の子どもたちとは極力一緒に過ごしてほしいという議論もありましたので、どのように解決の方法を探っていくのが、必要ではないかというような議論があったと思います。そういうところを踏まえながら、計画立案のための3つの視点として、「子どもにとって良質な環境づくり」、「子育てをする親にとって良質な環境づくり」、「次世代を育成する社会にとって良質な環境づくり」、つまり、レベルを子ども、親、社会という設定にして、より良い環境をつくっていくことです。

また、八幡市らしさということをだしていく必要があると思いますので、八幡市の住民であることや、自然環境も視野にいれつつ、八幡市らしい計画づくりをしていく必要があるという点が前回の会議の中で話し合われたことと記憶しています。このような前回の議論をふまえて、資料1の説明を事務局よりお願いいたしまして、これについての議論をしていきたいと思います。

事務局： 八幡市の子ども・子育て支援事業計画の基本理念・基本目標の検証・見直しのスキームについて、資料1の説明をしたいと思います。今回の基本理念については、「ともに育み、育ち、支えあう子ども、子育てにやさしいまち」ということでさせていただきました。子どもにとって、子どもが育っていく上において、子どもの利益を最重視していかなければいけないので、子どもが健やかに、そして健全に育っていくということが大変重要です。そして、

子どもが育っていく中で、子どもの将来に向かって、子どもを育てていくことで親自身も成長していかなければいけないと思います。そういう意味で、ともに育み、育ち、支えあう、の「支えあう」という部分におきましても、子ども・子育てにおいては社会全体で子どもの成長を支えて考え、皆さんが安心して、ゆとりをもって生活していかなければいけないということがありますので、そういうことも含めてこのような基本理念にさせていただきました。この基本理念をもとに、「子どもにとって良質な環境づくり」、「子育てする親にとって良質な環境づくり」、「次世代を育成する社会にとって良質な環境づくり」の3つの視点をもって今回の議論を考えていきたいと思っています。この基本理念の実現に向けて、八幡市として具体的にどのようなことを目指していくかについて、基本方針を5つあげさせていただきます。この基本方針に基づき、具体的な基本目標であり、具体的な事業を展開していくことを考えています。

まず、「子ども・子育て支援事業の推進」ということで、地域での子育て支援として放課後児童クラブ、一時預かり等の子育て支援のサービスの提供をより充実させていくことを考えています。あと、子育て支援に関わる相談であったり、いろいろな情報提供であったり、サービスを使える仕組みづくりというところも充分議論して、その部分を充実させていきたいと思っています。

2点目が、「認定こども園の推進」です。八幡市におきましては、府内で1番に認定こども園を開園しています。その中で保育園と幼稚園を一体と考えている認定こども園について、今後、それを推進していくかどうか重要なポイントだと思います。実際に子育てしている親御さんにとって、より良い環境づくりというところで認定こども園の需要があれば推進していかなければいけません。

3点目は、「放課後子ども総合プランの推進」です。子どもたちの放課後の居場所づくりということで、放課後児童クラブ、放課後子供教室というところがあります。厚生労働省、文部科学省で、それぞれ所管が違うところでおこなっていますが、おこなっていること自体は子どもの居場所づくりです。子どもにとって、育てる親御さんにとって、どういった環境が一番よいのかを考える上で、放課後子ども総合プランを推進していくことが重要な要素と考えています。

4点目ですが、「少子化対策の推進」です。今回の計画は、子育て支援というところが多く出ていますが、待機児童などの問題もありますが、やはり将来的に見ても少子化対策というところが重要なポイントだと思います。子どもが増えるということは、市であり、国でいうと経済力の維持につながっていくと思いますので、支援のみではなく、その先の少子化対策ということを見据えながら、今回の対策として考えていきたいと思っています。

5点目になりますが、「子どもの貧困対策の推進」になります。子どもが産まれた時の環

境によって、教育が受けられないのは良くないということで、子どもの家庭の経済状況や環境によって子ども自身の健やかな成長を阻まれたりするのは良くないので、貧困対策ということが重要なポイントだと思います。5つの基本方針をもとに、基本目標の施策、推進施策につなげていきたいと考えています。基本目標としては3つ、あげさせていただいています。前回、4つの項目でしたが、統合させていただきまして、3つの基本目標ということで提案させていただきたいと思います。

1つ目が、「子どもの健やかな成長を支える良質な養育・保育・教育の提供」、2つ目が「地域における子育て家庭への支援」、3つ目が「子ども・子育てを社会全体で担う意識と環境づくり」ということをあげさせてもらっています。1つ目の基本目標につきましては、子どもの保育、教育、養育についての各事業の充実や、地域における子育て支援との充実が必要ということと、子どもの人権が尊重される環境づくりというところをポイントとして基本施策をあげています。「地域における子育て家庭への支援」につきましては、安心して子育てできるような環境づくり、特に配慮が必要な子どもへの支援ということで、障がいのある子、貧困家庭、ひとり親家庭などへの支援というところがポイントです。3点目が、「子ども・子育てを社会全体で担う意識と環境づくり」ということで、社会全体で子育てを支援する、市民全体の意識づくりが必要であり、仕事と子育ての両立支援も重要なこととして事業の中に取り入れながら、この3つの基本目標に対して基本施策のもとに推進事業を位置づけしています。

会長： ありがとうございます。資料1の説明をしていただきました。

3点の基本的な視点については前回の会議で確認させていただきました。それに基づいて、前回1つの基本理念案がありましたが、今回の「ともに育み、育ち、支えあう、子ども・子育てにやさしいまち」というのを改めてご提案いただきました。この基本的な視点をおおきくくる、この計画自体全体の基本理念を言いました。「ともに育み、育ち、支えあう、子ども・子育てにやさしいまち」という文言にしていこうという提案ですが、これについてご意見をいただくということが1点、もう1点は、基本的な視点にもとづいて、基本方針、基本目標・施策、推進事業などあるわけですが、これについて議論いただきたいです。何かご意見などございませんでしょうか。

委員： 「やさしいまち」というのは、どのようなことですか。

会長： 「やさしいまち」という表現がひっかかるということですが、具体的には、何がひっかかりますか。

委員： 事業を進める上では、「やさしいまち」という表現は、曖昧な印象を受けるのですが。

会長： 曖昧な印象ということで、どう言い換えていけばよいのかということも含めて考えていかなければいけないと思います。

- 委員： この基本理念の主語が、市はこうするなのか、市民はこうするなのか、明らかにすれば適切な言葉が出てくるのではないかと思います。
- 会長： 主体を明確にした表現が必要ではないかということです。
- 委員： 話の意味が分からないのですが、「ともに」というのは誰と誰なのか、そのあたりが曖昧なので、全体的な標語のようなかたちになっていると思います。個人的な感覚で解釈されてしまうといういろいろ違ったように聞こえてしまうと思うのですが。
- 会長： 主語、主体がはっきりしないということで、曖昧さが何を言いたいかをぼやかしているということですね。その他、意見はありませんか。
- 委員： この理念は、子育てにおいて重要で当たり前のことで、子ども・子育てをする上では、とても大事なことです。「ともに育み、育ち、支えあう」と書かなくても、子ども・子育てがしっかりできる環境があれば、こういうことは当然でてくる問題だと思います。これは大事なことです。表現をどうするかということが問題ではないかと思います。もっとクールな理念をあげるというのはいかがでしょうか。
- 会長： クールなというのは、もう少し具体的にこうします、ということをはっきりしたほうがよいという感じですね。
- 委員： 「ともに育み、育ち、支えあう」、本当に大事な事だと私も思います。当たり前というのもそうですが、子どもの中にすべてが入っているので、これをもっとシャープに表現できたらよいと思います。
- 会長： もう少し具体的に表現される必要があると思います。実際につくるとなると非常に難しいことかと思うのですが、皆さんの意見を参考にもう一度作り直す必要があるのではないかと考えます。
- 委員： 子育てしている世代は、まち全体が子どもを育てやすい環境だとよいと思います。
- 会長： 現役の保護者からの立場でいただいた意見だと思います。「育てやすいまちづくり」という表現がひとつ考えられるという案をいただいたと思います。
- 委員： わかりやすいキャッチコピー、育てやすく安心もできるというような表現が入ればよいと思いました。
- 会長： 「育てやすい」ということと、「安心」というような言葉がどこかに入るとよいのではないかと現役の保護者からの意見ということで、非常に重要だと思います。
- 委員： 前回、いただいた資料の中の基本理念が、「みんなで育む子どもの笑顔まちの未来」でしたが、この中の、「みんなで育む子どもの笑顔」、これでも充分表現できると思います。子どもの笑顔を目指して八幡市では努力していきます、考えていきます、全部やりますというすべてが入っていると思います。
- 会長： これは前回の理念の中にあった、「みんなで育む子どもの笑顔」という文言が使えるので

はないかということで、子どもの笑顔を育てていくために、みんなで協力してがんばっていきましょう、というような雰囲気がよいのではないかというご意見ですね。

事務局： 主語をという部分について、子どもというのを前にして、子どもと子育て、ポイントが2つになることが今回の事業計画の中であると考えています。そうすると、子どもをどのように育成するのかということと、従来からの観点としての子育てをどうしていくのかという部分があると思いますので、そういった部分で主体を明確にするとすれば、子どもというかたちになるのでしょうか。今回の協議の視点もそうですが、子ども、親、社会の3つの視点を出しています。これを統括したようなかたちで理念に反映されていないのではないかという指摘ですので、それぞれ3つを上げてくると言葉的には限界があるのではないかという見解で、抽象的なかたちになりました。

会長： 私の理解がおかしければぜひご指摘いただきたいのですが、整理をすると、まず誰に対してというところは、今までは子育て支援というところで、基本的には親に対しての事業が中心だったものを、親と子ども自身に対してというように広げるのが今回であるというところと、誰に対してというのが今の話で、それを誰がやるのかというのは、もちろん市もやるが、1人1人の親にもやってほしいという認識でよいのですか。

事務局： そう考えています。

委員： では、主語とか主体というはじめのご質問に対する答えとしては、市なのか市民なのかという両方、ともにというのは親と子両方で、何が新しいかということと子どもという視点が入ったのが新しいということなのですか。

事務局： 消費税の引き上げ分が、今回の事業の財源として確保されます。今まで、子ども・子育て支援の事業に対して、きっちり財源が確保されたことはありませんでした。毎年、担当所管が財務省と予算折衝をして、その年度の予算が形成されてきました。今回の消費税の部分が、恒久的な財源として確保されたので、そこで出てきたのが社会という視点です。消費税は、社会の皆さんに負担してもらいますので、当然、社会に対しても説明責任が発生しますというかたちに今回の仕組みがなっています。もう1点、今までの部分と大きく異なるのは、国の考え方ですが、これまで施設、制度があって、それぞれの自治体の事業展開やサービスなど、保育も教育もなされてきました。今後は、それぞれ、市町のニーズに基づいて施設はどうあるべきなのか、制度はどうあるべきなのか、事業展開はどうあるべきか、というようなことを考えて、事業展開を自治体に求められてきます。市民ニーズはどうなっているのか、将来予測をふまえて、数字に表れていない潜在的なニーズも踏まえて、どのように見ていくのかというようなことを踏まえた事業計画を策定して欲しいということです。そういった部分で、いままで我々が考えていたこととは違うということが、最近ようやく見えてきたというところでは。

会長： まだ文言ははっきりしませんが、主体としては保護者、親、市民それから市ということになるでしょう。それを想定して文言づくりをしていく必要があると思うのですが、これはイメージですので、また再度案をご提示するということになると思います。例えば、「子どもの笑顔」という言葉はクールではないかもしれませんが、「子どもの笑顔」という言葉を使うとすれば、子どもの笑顔を育み、親が安心して、育てやすい、そういうまちをみんなで作っていかうというようなイメージです。それを文言にしていく、どこまで主体をコピーの中に入れていくかというのは、難しいところがあるかもしれませんが、いただいたご意見をもとに工夫して、もう一度事務局から出していただくということによろしいですか。

委員： もう少しつめたらいかがでしょうか。子育て世帯にとって、育てやすい環境というのは、今は育てにくい環境にあるのでしょうか。

委員： 育てにくいか、育てやすいかという感覚ではなくて、こういう事業をやっていく上で、私たちに必要なことをやってほしい。今は保護者として、子どもを育てていく中で、私たちが育てやすくなっていくようなことをやってくれるのだという期待を持っているので、やるからにはそういう理念でやってほしい。今が当たり前、普通という考え方をしたときに、現状で困っていることも色々ありますが、それをもっと子育てしやすいようになってほしいという意味です。

委員： 私は、小学3年生から幼稚園年中の3人の子どもを持っているのですが、幼稚園の子どもは、私が2時に迎えに行けなくなっても、電話をして延長保育をお願いすれば預かってもらえます。でも、小学校になると仕事をしていないと学童には入れてもらえないし、学童の料金も高いです。家に親がいないときでも地域の公民館がいつも開いていて、急な時に待っていただける環境があるととても助かると思います。

委員： 理念なので、ぼやっとしたものよりは、子育ての不安に向き合いますなど、言い切ってしまうような感じが、良いと思います。気持ちの部分で、まず伝えるという意味で基本理念を打ち出していけば良いのではないのでしょうか。私の周りでも仕事をしている親御さんは幼稚園時代の方がよかったという声をよくききます。1年と4年の壁ということをよく聞きますが、幼稚園だったら、7時や7時半まで預かってくれるので安心して仕事ができますが、小学校の学童は6時までだったり、必ずその時間に迎えに行かなくてはいけない、4年生になると学童がないなど、いろいろなかたちで困っていて、習い事で埋めるしかないのが現実です。小学校に入ったから楽になったとよく言われますが、親の実感としては小学生になったほうがより過酷という現状があり、病児保育も近づくがなく、朝の時点でその日の予約を取らなければならないことも、とても大変だということを知ります。こういうことが1つでもクリアになってくれば、市に対しての見方や、会議の意義が大きく出てくると思うので、基本理念には、心持ち、気持ちといったものを織り込むようなものにしていただけたらと思いま

す。

会長： 現役の子育てしている方々の大切なご意見ですので、説得力があります。不安を抱えているということはあると思うので、その不安をどう払拭していくのか、親が安心して育てやすいという言葉にかなり含まれている気がします。それを、もう少し強くやっていきます、と文言に出てくると、よりやる気があると示されるというご意見です。次の話にも関わってきますが、小学校にあがってからの部分というのは、結構厳しい状況があるということですので、子どもの放課後をどうするのかというところも今回の計画では非常に重要になってくると改めて感じました。

委員： 基本理念で、活発に審議が進んでいますが、推進施策・事業の内容を拝見していると、これがすべて実現できると非常にすばらしい子育て環境が実現すると思います。この基本理念に最初に掲げていただきましたやさしいという言葉が、この内容の充実度によって決まっていくと思います。幼稚園と小学校で預かり保育や学童保育の時間的なことや対応が違うということも含めて、考えなければいけません。やさしいというように掲げるのであれば、内容の充実は問われるかと思いますが、先ほど消費税増税にもなって予算の確保ができたので、それを推進事業施策のどの程度にどのくらいの割合で充てられるのか、それによってどこまで八幡市らしさを掲げられるのか、というところが、1つの視点ではないかと考えます。

会長： 具体的な事業をどれだけ進めていくかということが、標語をどうするのかということにも関わってくるということですね。基本理念の文言につきましては、これまでの議論をふまえて、もう一度事務局で案を作成していただくということでよろしいでしょうか。

委員： 「やさしい」、「安心」という言葉を行政はよく使うと思いますが、「やさしい」というのはよいのですが、「安心、安全」というのは少し違うと思います。「安全」というのは、ある程度、建物や法的なところで管理ができます。「安心」というのは、人の気持ちの問題なので、まったく違う領域ではないかと考えるので、もう少し深く考えていただいて、そういう言葉を使うときには注意していただきたいです。

会長： 客観性が乏しくなる可能性があるという捉え方ですね。その辺を留意しながら、どういう文言にしていくのか、なかなか難しい作業になると思いますが、もう一度ご検討いただくということでよろしいでしょうか。文言の議論の中で、いろいろ大事な点がたくさん出てきていると思いますが、もう1点大きな柱があります。

基本方針として5つありますが、このポイントについてのご意見をいただきたいと思いますが、このようなポイントでよろしいでしょうか。具体的な事業をカテゴリに分けていくとこういうものになっていくと思うのですが、ご意見はございますか。

委員： 基本方針と推進施策について、どれがどれにというのが、わかりにくいので、5つの基本方針がもれなく推進施策の中に反映されているのか、一目でわかるようにクリアにしていた

だきたいです。

会長： 一目で基本方針の5つの柱と推進施策がどう関わっているのかわからないというところなので、事務局から説明していただけますか。

事務局： 先ほど会長からお話がありました、基本方針というよりも重点施策の方が正しいのかと、お話をうかがって思いました。子ども・子育て支援事業の法定の13事業のうち、いくつやるのですか、というところになってきます。やるのか、やらないのか、事業の中で新規の部分で保育に対して多様なサービスをとるという事業があるのですが、これは例えば、株式会社が保育園を運用しますというような事業内容になります。八幡市でその部分やるのかということになりますと、現行、八幡市では民間と公立でまかなえていますとなるのか、今後のことを考えると、株式会社の参入も必要ではないかという意見などが出てくると思います。

2つ目の認定こども園につきましては、推進施策の上段部分になると思います。3つ目の放課後子ども総合プランにつきましては、親が働いていても、いなくても関係なく、子どもたちの放課後を学校内できっちり見ていこうというのが、国が進めていこうとしている放課後子ども総合プランになります。現行の放課後児童クラブについては、児童センターでやっている部分もありますので、そこは連携をしていくということになります。

イメージとしましては、放課後が終わりましたら、学校内で先生とは違う指導員が、放課後児童クラブに行く、行かないに関わらず、一定時間みてくれて、宿題をみたり、遊んだり、いろいろな体験活動もあると考えられています。それが放課後子供教室という事業名になります。それが終わった後、家庭に親御さんがいない場合は、放課後児童クラブに移る、そうでない家庭については、自宅に帰るといふかたちをイメージしています。急にというお話もありましたが、ファミリー・サポート・センター事業というものがあります。この事業は、小学生までを対象とした部分で、事前に双方会っていただかないといけないようになっているのですが、ここの部分を事業展開して、柔軟に対応していくことも可能ではないかと思えます。ファミリー・サポートの会員が、放課後児童クラブにお迎えに行ったり、送りに行くといった活用が考えられる事業になります。

次に、少子化対策の推進ですが、今回、内閣府が少子化対策を強化するための取り組みを進めており、八幡市では京都府を通じて事業計画をあげ、京都府と一緒に今年度、少子化対策強化に取り組むということになりました。八幡市は、出生率が京都府の平均よりも高かったのですが、厳しいデータが出ています。マスコミなどでとりあげられましたが、試算結果では2040年の八幡市の人口が6万人くらいに減っていくのではないかとのことですので、このまま指をくわえているのか、少子化対策に積極的に取り組んでいくのか議論をいただきたいと思えます。

最後に、子どもの貧困対策の関係ですが、今年の1月に施行された新しい法律です。今月

中には国が大綱というものを定めることになっています。とりわけ教育の均等をはかる、貧困の負の連鎖を断ち切るのは教育しかないということで、いかに学習支援、教育支援をしていこうかと国で議論されています。国全体で言われている子どもの貧困率は、6人に1人の割合だと言われています。八幡市の就学援助などの割合をみてみますと、4人から5人に1人の割合ですので、八幡市の貧困率が高い状況がよみとれます。今まで実際に生活保護の家庭や経済的に厳しい家庭の子どもに対する学習支援の教育支援の部分を取り組んできていませんでしたので、それについて今後、学習支援の取り組みが必要かどうかというところを議論していただきたいと思います。経済的な支援は今までもありましたが、子どもは家庭を選ぶことはできないので、子どもの将来がそこで決定されるような社会というのは一体どうなのかということもありますので、貧困の負の連鎖を断ち切るための教育支援、学習支援という部分をぜひ検討していただきたいと思います。重点施策として、市で取り組む必要があるかどうか、議論をお願いしたいと思います。これについては教育委員の皆さんに議論していただく必要がありますし、市長との協議につきましても、子ども・子育て会議の議論の結果をふまえて、今後協議を進めていくというかたちになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員： 少子化対策の推進というのが、どうしてこの子育て支援の事業の中に入ってくるのか。私は子育て支援というのが、行政の説明でわかり、予算の裏付けもできました。だからここにも取り組まなければなりません、それは最終的な結果であって、重点施策を八幡でうちだすことに抵抗を感じます。それから子どもの貧困対策の推進というのは大事ですが、子育て支援だけでは絶対に無理です。住宅の問題から都市計画の問題からすべて関わってくるので、そういう観点で見ないといかないと、子育て支援の事業の計画の理念にだけこれを掲げていくのは絶対に無理なので、もう少し練る必要があると思います。

会長： なぜ、少子化対策の推進がここに入っているのか、ということですね。

委員： はい、わかるのですが、あえてここに出すということが、とても抵抗があります。

会長： 貧困対策については、子育て支援の領域だけで解決できる問題ではないということも踏まえて、変えていく必要があるということですね。その点も含めまして最終的な議論をしていくことでよろしいでしょうか。

3. 条例の制定について

会長： もう一つ大きな柱があります。それが、条例の制定になります。これにつきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。

事務局： 平成27年度から施行される、子ども・子育て支援新制度におきましては、放課後児童健全

育成事業の設備及び運営に関する基準につきまして、厚生労働省で定める基準をふまえて、市が条例で定めることとなります。各種基準におきましては、必ず適合しなければならない「従うべき基準」と、地方自治体が参酌した結果であれば、地域の実情に応じて内容を定めることが許容される「参酌すべき基準」に区分しております。この基準にともない基本的には国の基準を踏まえまして、市の最低基準を定め向上させるよう努めていきたいと考えております。本制度の導入にともない、八幡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を策定するにあたり、委員の皆さんのご意見をお願いいたします。

国の基準に対しまして、本市の現状を示しています。全体的におおむね基準を満たしていますが、中には基準を満たしていないものもあります。第9条の遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画して、児童1人につきおおむね1.65平米以上を満たしていない施設が、八幡小、橋本小、美濃山小の3施設あります。次にクラブ面積をご覧ください。14クラブ中7施設が、1.65平米を満たしていない状況となっています。主に生活スペースの1.65平米以上確保しなければいけないという基準が設けられていまして、本市におきましては、14クラブ中7クラブにおきまして、基準を下回っている状況です。ポイントとなるこの点について議論していただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

事務局： 追加補足します。第10条です。おおむね40人以下とするという1クラスの運営の部分ですが、保育園では25人の子どもに対して、1人の指導員でやっています。したがって、2人対応で、最大50人までの子どもをみています。それを越えた部分については加配など配置をして、50人を越えるところもあります。また、18条の開所時間及び日数について、現在、ニーズ調査の結果では、7時以降も開所して欲しいという意見もありましたが、ニーズ量そのものでいくと少ない状況です。保育園の終了時間、延長保育が7時までやっているところと、6時までのところがあります。平成22年に、6時30分まで放課後児童クラブについては時間延長をしましたが、先ほどご意見がありましたように、保育園では7時まで預かってもらえるが、小学校に入ると6時30分というような、時間の部分が保育園の延長保育の時間と同じにすべきだという国の意見もあります。現状の部分からみて、議論をいただく点は、この3点になっています。

会長： 資料をご覧くださいとわかるように、条例の内容をどうしていくか、ということですが、ここで方向を確認しておく必要があるということですか。

事務局： 条例は基本的に議会での審議となります。今回9月議会にこの関連の条例については提案をさせていただく予定になっています。事前に委員の皆様のご意見をうかがって、条例案に反映をさせていただきたいと考えています。

会長： そうしますと、資料につきましては、具体的に学童保育をどうしていくかということにな

と思うのですが、特に条例の10条の支援員の数の問題や、18条の開所時間、日数などの問題を中心にしながら、もちろんその他の点でも結構ですが、現状の学童保育、放課後児童健全育成事業をより良いものに変えていくために、どう変えていったらよいのかということで、今言っていた条文の内容に対するご意見、その他でも結構です。何か意見などございませんでしょうか。

委員： わかりにくいのでお聞きしたいのですが、9条の、児童1人につきおおむね1.65平米以上ということになっていますが、それが7か所基準値に満たないということで、これは一体何を考えたらよいのか、面積が考えて増えるわけではないかと思うので、私たちは何を議論すればよいのかがよくわからないのです。放課後の先生の数も私たちが必要だと言えば増やしていただけるということで議論をしなければいけないのか、何について議論をしたらよいのでしょうか。

会長： もっともなご意見であります、いかがでしょうか。

事務局： まず、第9条の児童1人につきおおむね1.65平米以上ということで、「おおむね」というのはどのような解釈かが共通の理解として得られるのかというのが1点、現状をふまえた上で、美濃山小学校の部分につきましては、建設中の子育て支援センターに増設の予定をしているところです。また、児童センターの部分を一部使うことによって、「おおむね」という所はクリアできると思います。今は大変ですが、この後子どもの数が減ってきますので、そこが許容範囲なのかどうなのかというあたりで、国の基準の「1.65」という部分について、そのまま現状を踏まえた上でどうなのかというところです。

第10条につきましては、「おおむね40人以下」という学校のクラスのイメージがあるのですが、25人に1人の指導員を配置しておりますので、現状でよいのか、もう少しがんばるべきなのかというところです。

18条の開所時間及び日数の関係では、日数については基本的に現状の部分でいこうと思っていますが、開所時間の見直しをはかる必要があるのかというところのご意見をいただきたいと思います。

会長： 以上の説明ですが、この「1.65平米」というのは国基準ということですね。

委員： 美濃山小学校区の具体的なことをお聞きしたいのですが、今、9条の「おおむね1.65平米」ということについて、出来上がる子育て支援センターを使うというお話でしたが、今、美濃山小学校は、2階から美濃山小学校ということになっていて、1階部分は学童保育に使われているという認識です。その子育て支援センターというのは、子どもの足で、5分から10分かかる所になると思うのですが、放課後では、今、子どもたちは2階から1階に降りるだけの移動ですが、公道を使ってそこまで移動するということになるのでしょうか。

事務局： そうです。

委員： 今、美濃山小学校区の全部の子どもの登下校ルートを見直して、道路河川課の方や、府の方たちと協議をさせていただいて、子どもの登下校を安全に守るということで鉄柵をつけたり、登下校のルートをすべて変えたりしています。それは子育て支援センターの建設工事にもなってということもありますし、それにもなって今後、交通量が増えるだろうということもありまして、恒久的に使える通学路というものを考えていかなければならない時期に、美濃山小学校が差し掛かっているということで、今 200 人の子どもたちの登下校をルートから見直して安全対策を行っているところです。市と府にもご協力いただけてかなり良いものができまして、9月1日からそのかたちで動こうということで保護者を動かしてやっていますが、下校の子どもたちをその場所に移動するとなりますと、見守る人が一体どうなるのか、そのへんは学校や関係各所との連携があって、今後の基本計画になっているのかどうかお聞きしたいのです。子どもの移動の安全性です。

事務局： 建設中の子育て支援センターは、どこのエリアの、どの年齢の子どもを対象としようかということはまだ決まっていません。年内までに決める予定です。今いろいろと安全を確保するための調整などをしていただいておりますので、当然それを踏まえた上で、新設に併設する放課後児童クラブについては考えていきたいと考えています。

委員： 大規模マンションが2つあるのですが、子育て支援センターに通学路がかぶるマンションというのは、これから5年間で児童数が半分になります。今、180人子どもが通っているのですが、5年後には90人という試算を教育委員会に協力していただいて算出しました。

また、子育て支援センターの場所を通るルートで通学していた、もう1つの大規模マンションにつきましては現状120人ですが、5年後には350人になります。よって、同じ道を通ることがとても危ないということで、全然違った、大規模マンション個別の通学路というものを今つくっているのですが、そうなりますとニーズ的には大規模マンションの、今後増えるであろうマンションの子どもたちが、子育て支援センターには近いというかたちになりやすいと思います。そうなりますと、登下校ルートと全く違うルートで子育て支援センターに通わないといけなくなります。年内にというお話なので、まだそのあたりは具体的ではないと思いますが、子育て支援センターに通うことが、現状の通学路で行ける子どもたちは、5年後には90人しかいなくなるので、どのみち違うルートで行かなければいけません。家からであれば近いとは思いますが、学校から行くとなると配慮が必要になってくると思うので、そこを危惧しています。いろんな意味で保護者を動かしていかなければいけないので、決定されたからといってすぐとはいきません。旗当番などもあり、安全性というものが確保できないようであれば、親からの反発もありますし、不安に思う方も多いと思います。より良い環境になるということは分かるのですが、そこには子どもの安全というものもセットで考えていただけての施策にさせていただきたいと思うので、具体的にもう少し、子どもに寄り

添うかたちの今後の工程にしていきたいと思います。

会長： 子育て支援センターに行く子どもたちの話ですね。その部分は安全性を配慮するのは当然だと思いますので、そこは十分に検討していただくということと、条例においては、国基準の「1.65平米」をどうしていくか議論してもはっきりするものでもないと思いますが、当然、子どもにとっては広いほうがよいと思いますが、安全性の問題もありますし、できるだけゆったりとした環境であることは重要ですので、この基準に満たない状況をどうしていくかということを考えていかないといけないと思います。

委員： 質問ですが、八幡小学校と美濃山小学校と橋本児童センターが今のところ基準に満たないということですが、過去もこれから先の予測としても、この3校が基準に満たない状況になるということでしょうか。

事務局： 橋本児童センターは、対象学年が新制度では6年生まで拡大する予定ですので、その数が見えてこないというのが1点、さらに橋本小は、あと1、2年はこの状況だと見立てています。美濃山小学校は児童数が増えますので、待機児童を出さないという考え方で、落ち着くまで子育て支援センターで、30人くらいしかスペースはとれませんが、本来は校内でということ。議論していただきたかったのは、放課後児童クラブと放課後子供教室、いわゆる放課後子どもプランというものを推進していく視点であれば、そのようなことも考えられるのですが、基本ベースは待機児童を出さない、その次に、きちり子どもの安全性を確保したことをふまえたエリア、対象学年というところをやっていきたいと考えています。八幡小学校は子どもの数が減ってきますので、そういった部分が、児童センターの体育室以外のスペースを活用することによって、受け入れが可能になるということです。しかし、連携してというかたちと校内で放課後子どもプランをやるのかということところが、まだきちりと整理ができない状況です。現状としましては、美濃山小は確実に増える、橋本については一定、八幡小については減っていくというような見立てをしています。

会長： まず、面積でいきますと、国基準が「1.65」というのが出ているということで、それに満たないところがあるけれども、今後の子ども数の動向からみて、できないところもあるということ。いきますと、市が国の基準よりも下げるといふことにはならないでしょうし、上げることができるのかどうか、ここで議論して決められるのか私も若干お聞きしておきながら疑問点はあるのですが、「1.65」という方向でよろしいでしょうか。もし、こういうことをあげるべきだというご意見がありましたら、もちろんうかがっておくということになります。また、支援員の数ですが、1つのクラブでだいたい40人くらいを想定していて、そこに2人以上というような人数配置でよいかどうかということですが、よろしいでしょうか。

委員： 指導員の数は国の基準で良いと思いますが、指導員の資質の問題を少し考えていくべきで

はないかと思えます。

会長： 資料に、どういう方が指導員をされているかというデータがありますが、資質という側面に関わって参考になると思えますが、学童保育の指導員の正式な資格というものはありませんので、それをどう判断していくのが難しいところです。そのあたりは10条の中に入ってくるのですか。

事務局： はい。直接クラスで指導する職員につきましては、ベースは嘱託職員ということを明記していきまして、有資格、第10条にあります、保育士などをもっている者というかたちで、最近採用試験でその条件で採用しております。さらに、研修も必要だと考えています。年間の研修も計画して、今回、資質向上を図るために、近隣等の自治体で行動マニュアルの作成や現場の職員を含めて視察に行かせてもらい、そこで学んできたものを反映させていこうと考えています。

会長： 学童保育のポイントとしては、18条の時間ですね。これは国の基準に準拠して市でもやっていくのか、市独自にするとすればどうするのかということは、意見としてはあるのでしょうか。

委員： 先ほどの資料にも結びつくことだと思うのですが、独自の予算をもらえたということもふまえても、薄く広く予算をばらまくよりは、特色のある予算の組み方の方が良いのではないかと思います。開所時間に関しては、近隣の幼稚園、保育園の預かり保育の時間と差のないようにするというのは、親にとっては大変ありがたいことだと思います。18時30分が19時というようなかたちで、30分延長できるのであれば、親にとっても大変ありがたいことになるのではないかと思います。ただ、そこにどの予算と、手間がかかるのかというのはわかりませんので、考慮いただけたらと思います。

会長： 19時ということにして、預かり保育の時間帯との整合性をもたせてもらえると、ありがたいというご意見ですが、その点はいかがでしょう。

委員： 児童クラブは、今は小学4年生までですが、今度は小学6年生まで対象になります。今は親の生活から7時までというように言われていますが、子どもの生活からみると、7時までクラブにいて、そこから帰って、親はそこから炊事をはじめます。そうしますと、30分から1時間は食事の準備がかかります。夕食の時間が8時になって、だんだんと生活のリズムが遅くなっていくので、子どもたちの生活内容からみると気になることです。どうしても親が残業で遅くなる場合は、ヘルパーなどをつかい迎えに来てもらい、家で一緒に食事の準備をしてもらうなど、そういうかたちもあるのではないかと思います。

委員： 美濃山の地域は駅が近くにあり、大阪市内に働きに出ている母親がとても多いです。終業が5時、5時30分で残業をせずに会社を出て、帰ってきて7時になるという声がとても多いです。残業する、しないにかかわらず通勤時間というものも加味しますと、6時30分

という時間ではなかなか帰ってこれないため、習い事のほうが、自由度が高いということで、学童をあきらめて、1週間習い事で子どもをしばってしまうという選択肢に陥っている母親が多いです。リズムという子どもの観点からみれば、親が早めに帰ってきて夕食が一定の時間で、9時までには就寝というかたちが望ましいのは私も同じ意見ですが、現実問題、今の雇用形態で、近隣の職場でということになると、なかなか難しいと思います。

会長： 客観的な事情がある家庭が増えてきているという問題も背景にあるのではないかという意見だと思います。非常に難しいところだと思いますが、ここでなかなか結論がでることではないと思うのですが、7時にするという意見をここで出すべきなのですか。

事務局： 保育園の条例の関係もありますので、時間などを踏まえて検討していただければありがたいと思います。

事務局： 特定教育施設、保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の内容について説明させていただきます。この制度ですが、まったく新しい条例でございます、ほとんど国の基準に沿っていく方針です。中身を申しますと、学校教育法、児童福祉法等に照らし合わせて、新規で事業をしたいという方が入ってこられる場合に、その施設や事業者からの申請に対して、対象とするか確認して、給付金を払ってよいのか、確認をするための条例を制定するものです。とくにポイントとして、保育の質の向上は絶対に行政の責務であり、国に従うということでさせていただいておりますが、23条が検討中というところで、国の基準で施設の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない、ということです。場所によっては、やっているところもありますし、やっていないところもあります。場所的にどうしてもできないところもございますので、23条につきましては但し書きをつけたいと思っています。それは、やむえない事情がある場合は、不特定多数の者が閲覧することができるようにすることで、掲示とみなすことができます、という但し書きを考えています。

次に、家庭的保育等の人員、設備及び運営に係る基準を定める条例で、これも今までになかった新しい条例で、国の基準にそっていかたちです。これは家庭的保育事業5人以下、小規模保育事業、定員6人以上19人以下で保育をされる場合、居宅訪問型保育、これは1対1で利用者の自宅へ派遣、いわゆる、ベビーシッターです。事業所内保育、市には病院など、事業所の中にもっているところがあります。現時点で、事業の実施を想定しない場合であっても、将来事業者の参入があった場合に備えて、条例化をしていく必要があるということです。

また、保育の認定基準についてですが、必ずしも条例化される必要はないという国の話でございました。子ども・子育て支援法施行規則の範囲を超えることはできないため、条例制定をする必要がなく、規則で定めることとなります。保育の必要性の認定基準につきまして

は、これが一番議論すべき点でございまして、内容につきましては、保育の標準時間や保育短時間の定めなど、難解な課題というものがたくさんあり、国に照会しながら、政令や省令が公布されていないこともあるのですが、府や他市への情報収集を積極的に進めております。ほとんど検討の段階で、中には市で独自性を出して検討していかなければならない部分も含んでいる規則です。以上、簡単に説明させていただきました。ご質問等ございませんでしょうか。

事務局： 保育関係の条例につきましては、説明させていただいたとおり、国の基準に基づいてやるもので、これにつきましては条例の制定を目指しておりますので、次回子ども・子育て会議では議論をしていただく場合には、すでに条例案があがっています。保育の認定基準につきましては、規則という、条例以外の部分でまとめようとしていますので、次回に議論をもつていただくことは可能です。

会長： 保育の認定基準については次回にまわすということですね。特定教育施設、保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例と、家庭的保育等の人員、設備及び運営に係る基準を定める条例の2点につきまして、ご意見等ございませんでしょうか。

委員： 13条ですが、実費徴収というところで、現状の部分ですべて具体的に書いてありますが、最後に「等」と書いてあります。「等」と書くくらいなら具体的案はいらないと思いますが。

事務局： 国の基準案がそのまま市の基準になりますので、表記の仕方としましては国の基準案になります。具体的に理解をしていただきやすいように、現状のところでは、名称などを入れて、「等」も入れさせていただきました。現状の部分が、市の基準の表記ではなく、国の基準の表記になっています。

会長： 市の現状の説明ということですね。その他、意見等ございませんでしょうか。

委員： 条例が9月に定められる中で、はじめてに近いかたちで、施設給付型のこども園の具体的な提供ということで、市の基準は国の基準に従うというように書かれているのですが、実際、施設に対しては、文部科学省などで参考として公定価格の各園の規模によって施設給付がいくらになるかということや、それに応じて現状の保護者負担との差額がどのようになるかということを検討しているのですが、現実的には、利用される保護者の方にはそういった説明はこれからと思いますし、具体的に27年度に向けて移行するかどうかの調査もいただいているのですが、具体的な額が表示されない中では、お答えしにくいです。今後さらに消費税が10%にあがって、その財源が確保された中での決定になって、28年度以降というように考えざるをえないと思っているのですが、すでに市でも次年度に向けて認定こども園がもう1園設立されるというかたちなので、そちらがどのように判断されたかわかりませんが、国の基準に従うという、この基準値を下回らないということが市としては、これは確約ですか。

事務局： 基本的な考え方は、国の基準に従うというのは、ご指摘があったとおり、決して質を下げ

るといふかたちではなく、最低限等というように解釈していただければよいと思います。

会長： 下回ることはないというように考えてよろしいでしょうか。

委員： 施設給付に関しては、まだまだ具体的なことは決まっていないと思いますので、それと市では現在、年度途中で入園されるお子さんによって、一時的に数が増えるということはありませんが、基本的にはないというように前回でもおっしゃっていましたので、幼稚園型など、認定こども園の設立が市としてはどこまで必要なかどうか、園の定員数を超えたかたちでは、子どもさんを預かることができませんので、2号認定のお子さんの受け入れが今後必要なかどうか、量的にも必要なかどうか、それにともなって、こども園設立などがこれ以上必要になってくるのかどうかということも、市独自としては今後の見通しがあるかと思うのですが、国がそのような方向性で動いていますので、将来に向けての条例の制定が必要というように考えていらっしゃるということでしょうか。

事務局： 今まで、保育園、幼稚園で子どもたちをしっかりと教育、保育をさせていただいている状況ではありますが、当初は、認定こども園化に向けて、もう少し動きがあるかと思っていましたが、今の段階ではそれほど優位な部分はあるように見受けられません。しかし、消費税が来年の10月以降あがったからといって、それが働くとは正直思いません。すべて年度内には内容的には決まってくると思いますが、きちんと成立する以前の段階として、条例制定の具体的な内容につきましては、協議の場が必要ではないかと思っています。

会長： その他ご意見はございませんでしょうか。そうしますと条例の案は基本的にこういうかたちで、議会に提出されるということになるのでしょうか。今議論になっていました、具体的な国の基準等の中身については、まだ出ていないということでしょうか。この条例案の内容で、議会で議論されていくということによろしいでしょうか。

事務局： 大枠のことを条例では決めるということです。具体的な中身はそのあとになります。

会長： では、この内容で進めていただくという方向で、保育の認定基準につきましては、次回の会議にまわすということにさせていただきたいと思います。

4. その他

事務局： 6月に各保育園、幼稚園の先生方を対象といたしましたアンケート調査を実施させていただき、大変ご多用のところご協力いただき、誠にありがとうございました。なお次回の会議につきましては9月8日を予定しております。委員の皆様のご参加をよろしくお願ひいたします。

5. 閉会

会長： それでは長時間にわたりまして、ご意見いただきまして誠にありがとうございました。これをもちまして第2回八幡市子ども・子育て会議を終了します。